

島根県告示第125号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

奥出雲町

2 事業の種類

奥出雲町新仁多庁舎建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県仁多郡奥出雲町三成地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県仁多郡奥出雲町三成地内における4,881平方メートルの土地を起業地とする「奥出雲町新仁多庁舎建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、奥出雲町が庁舎を新築整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である奥出雲町は、既に必要な財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

奥出雲町は、平成17年3月に仁多郡旧仁多町と同郡旧横田町の合併により誕生した町である。合併後の庁舎は、法定合併協議会の決定により旧町役場を利用することとされ、仁多庁舎（旧仁多町役場）及び横田庁舎（旧横田町役場）として運営している。

しかしながら、昭和40年に建設された仁多庁舎は、まもなく法定耐用年数の50年を迎えることもあり、老朽化が著しく、雨漏り、汚水管の詰まり、空調設備の故障等により維持管理費が年々増大している。また、現行の耐震基準が導入される昭和56年以前に着工された旧耐震基準に基づく建物であるため、大地震が発生した場合には行政機構の維持が困難となり、災害対策機能の不全及び住民情報の損失を招くことが懸念される。さらに、相談スペースが不足しているためにプライバシー等の保護に苦慮しているほか、駐車場や待合スペースの不足によって来庁者に不便を強いる状況にある。

本件事業の完成により、町民に対しての行政サービスの向上及び町民の安心で安全な生活の拠点として十分な機能を発揮することが認められる。

なお、本件事業の施行にあたっては、低騒音型・排出ガス対策型建設機械等を使用し、騒音等による周辺環境への影響が最小限になるよう工法に配慮することとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業に係る土地には、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物その他貴重な動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業者は、仁多庁舎の建て替え後も災害発生時のリスク分散、住民の利便性等の理由により、新仁多庁舎と横田庁舎で行政機能を分担することとしている。そのため、本件事業に係る起業地については、旧仁多町内の布勢、三成（以下「申請区域」という。）、亀嵩、阿井及び三沢の5地区の候補区域について検討が行われている。申請区域は他の4地区と比較して、人口及び世帯数が最も多いこと、公共施設が集中しており交通の利便性にも優れることから、申請区域が最も合理的であると認められる。

さらに、申請区域内での起業地選定においては、平地に人口が集中しており新たにまとまった庁舎敷地を確保することが難しいため、現在の仁多庁舎敷地を活用する拡張方式を採用することとし、南側案（以下「申請地」という。）、東側案及び北側案の3つの拡張先について検討が行われている。申請地は他の2つの拡張先と比較すると、移転を要する物件が最も少ないこと、敷地の高低差が小さく工事施工が容易であること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、仁多庁舎は、老朽化が著しく今後も維持管理費用の増大が見込まれること、庁舎が狭あいだで利用者に不便を強いていること、災害時に行政機能の不全等が懸念されることから、早期に利便性と安全性を備えた庁舎の新築整備を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

奥出雲町役場総務課